

称号及び氏名	博士（経済学）河瀬 豊
学位授与の日付	平成29年3月31日
論文名	「法人税率の変更が所得に及ぼす影響に関する実証研究 —正確な限界税率と経営者裁量行動の関連性について—」
論文審査委員	主査 小嶋 宏文 副査 山本 浩二 副査 辻 峰男

## 論文要旨

企業経営者は、税はなるべく少なく納めたいが、利益は計上したいと考えるだろう。しかし、税コストと財務報告コストがトレード・オフ的な関係にあることから、このような自社に都合の良い意思決定をすることは難しい。経営者はこのような状況の中、制度の狭間でバランスをとりながら、自社にとって都合の良い利益を計上しようとするはずである。経営者が税負担減少のために利益調整を行っているか否かは、様々な場面で確認することができるであろう。

本稿では、税率変更時の企業行動を観察した。これは日本では比較的頻繁に法人税率変更がなされていることや、税率が変更した場合には、所得を異時点間で付け替えることにより、比較的容易に税率の違いによる税裁定行動をとることができるため、直観的にも理解しやすい。

第1章では、アメリカと日本における異時点間所得移転に関する先行研究をレビューした。すべての研究において、税負担減少のために利益調整が行われていることが示唆される。まず、アメリカにおける研究は次のとおりである。Scholes et al. (1992) は、四半期ごとの売上総利益及び一般管理費の移転状況を Foster (1977) モデルを利用して検証している。次に、Guenther (1994) は、所得移転の代理変数に Jones (1991) モデルによって推定された裁量的発生処理額を採用している。さらに、Lopez et al. (1998) は、税負担の減少に積極的な企業と利益調整との関係も調査している。

日本における研究は、次のとおりである。鈴木・岡部 (1998) は、限界税率の高い企業グループと低い企業グループに分けて、利益調整額に差があるか否かを検証している。利

益調整の代理変数に **DeAngelo (1986)** モデルを使用して裁量的発生処理額を計算している。次に、**Yamashita and Otagawa (2008)** は、利益調整の代理変数に修正 **Jones** モデル (**Dechow et al., 1995**) を使用している。サンプルに課税所得が **4,000** 万円以上の企業を選択している。太田・西澤 (**2008**) は、税率引き下げのときだけでなく、税率引き上げのときにも利益調整が行われているかを検証している。利益調整の代理変数には、修正 **Jones** モデル (**Dechow et al., 1995**)、及び **Forward Looking** モデル (**Dechow et al., 2003**) を使用している。当時の制度改正により留保分と配当分との法人税率が同じになったことから、配当性向の違いが裁量的発生額に与える影響を検証している。そして、山田 (**2012**) は、利益 (所得) 調整の代理変数に独自に開発した裁量的課税計算対象発生高を使用している。これを計算するために課税所得のデータが必要であるため、申告所得が公表されていた **4,000** 万円以上の企業をサンプルとして選択している。

先行研究で明らかになった点は、法人税率変更時には、税負担を減少するために、利益調整が行われている可能性が高いということである。先行研究の問題点は、次の **3** 点が挙げられる。第一に、利益調整の代理変数に **Jones (1991)** モデルやその類型を使用している研究が多い点である。このモデルで計算された裁量的発生処理額と呼ばれる数値は、何を根拠に裁量的なのかが明確ではない。また、発生処理額のすべてを説明しているわけではないので、具体的な税負担減少額を算定することはできないと解されるだろう。第二に、限界税率を十分に考慮している研究は少ない。ここで挙げた先行研究のうちでは、鈴木・岡部 (**1998**) が限界税率の大きさによりグループ分けしている以外には、**Lopez et al. (1998)** が繰越欠損金の有無によるダミー変数を利用している点、太田・西澤 (**2008**) は配当性向の違いにより限界税率をコントロールしている。第三に、税率変更時の利益調整の主な原因が税率変更によるものかが不明である。

第 **2** 章では、先行研究における未解決問題のうち、限界税率について考察した。限界税率に考慮した実証分析を行う前に、より正確な限界税率を算定する計算式を明確にした。先行研究での限界頭在税率の算定式をより明確化し、繰越欠損金の控除制限が導入された場合の算定式も明らかにした。さらに、事業税の損金算入時期の会計とのズレが限界税率に与える影響も考慮した。

第 **3** 章では、異時点間所得移転に関する実証分析を行った。平成 **24 (2012)** 年及び平成 **26 (2014)** 年の法人税率引き下げ直前期に日本の企業が税負担減少のために利益調整を行っているかを検証した。サンプルには、平成 **24 (2012)** 年 **3** 月末決算及び平成 **26 (2014)** 年 **3** 月末決算の会社で、上場企業のうち一般事業会社、単体決算のみの企業、平成 **14 (2002)** 年から平成 **27 (2015)** 年までのデータが取得できる **92** 社を採用した。仮説は次のとおりである。まず、第 **2** 章の方法で計算した限界頭在税率を推定し、**0%** になるもの、**0%** を超え最高税率未満になるもの、最高税率になるものの **3** つのグループに分けた。グループごとに利益調整の平均値を計算し、それに差があるか否かを検定した。さらに、利益調整の額を被説明変数とし、限界頭在税率を説明変数とした線型の関係が存在する仮説を設定し

た。利益調整の代理変数は、修正 Jones モデル (Dechow et al.,1995) を参考に異常発生処理額を計算し、資産額でデフレートした値とした。限界顕在税率が 0%を超えて最高税率未満になるグループを対象に、限界顕在税率の他に、コントロール変数として、レバレッジ、株主支配力、及び、企業規模を採用した重回帰分析を行った。

結果は、平均値の差の検定では、平成 24 (2012) 年 3 月期については、すべて予想どおりの結果とはならなかった。これは東日本大震災やこのときの税制改正の経緯から考えて利益調整を行うことが困難な状況であったことが理由として考えられる。平成 26 (2014) 年 3 月期については、予想どおりの結果は出なかったが、繰越欠損金の有無でグループ分けをした場合には、予想どおりの結果となり、先行研究とも一致する結果となった。重回帰分析では、限界顕在税率の係数が 10%水準で有意であったものの、F 値が有意でなく、仮説は支持されなかった。

第 4 章では、第 3 章よりもサンプルサイズを大きくし、コントロール変数も改善した展開研究を行った。サンプルサイズを大きくするため、決算日を 3 月末に限定せず、すべての決算日の企業を対象にし、158 社をサンプルとして採用した。コントロール変数について、レバレッジの代理変数として、固定負債/資産と有利子負債/資産を採用し、企業規模の代理変数として、売上高の自然対数と資産の自然対数を採用し、どちらもいずれか一つを選択し、これらを組み合わせた 4 つのモデルを重回帰モデルとした。

結果は、平均値の差の検定については、第 3 章とほぼ同様の結果となった。重回帰分析については、すべてのモデルで限界顕在税率の係数は 5%水準以上で有意となり、限界税率が高ければ高いほど、企業経営者は税負担減少のために利益調整を行っていることが示唆されていると言えるだろう。

本研究の貢献は次のとおりである。まず、繰越欠損金と繰戻還付制度が存在する場合の限界顕在税率の正確な算定式を明示し、繰越欠損金の控除制限制度が導入された場合の算定式も明らかにした。次に、異時点間所得移転の利益調整研究において、限界税率を考慮した研究を行った。限界税率に配慮した研究は先行研究にも多くはないので、証拠を積み重ねる意義があると思われる。限界税率を説明変数として採用したことにより、税率が変更されたときに、どれだけ税裁定取引が行われるのかが推定できる。これは税制改正について考えるうえで重要な知見になりうる。

## 審査結果の要旨

審査対象である論文「法人税率の変更が所得に及ぼす影響に関する実証研究」は税率変更時のイベント・スタディであり、わが国において比較的頻繁に法人税率変更がなされていることや、税率が変更した場合には、所得を異時点間で付け替えることにより、比較的容易に税率の違いによる税裁定行動を明らかにした研究である。

第1章においては先行研究のレビューをおこなっている。ここで明らかになった点は、法人税率変更時には税負担を減少するために利益調整がおこなわれている可能性が高いということである。先行研究の問題点は、次の3点が挙げられる。第一に利益調整の代理変数に Jones (1991) モデルやその類型を使用している研究が多い点であり、このモデルで計算された裁量的発生処理額と呼ばれる数値は何を根拠に裁量的なのかが明確ではないということ、第二に限界税率を十分に考慮している研究は少ないということ、そして最後に税率変更時の利益調整の主な原因が税率変更によるものかが不明であるということ、である。

第2章では、先行研究における未解決問題のうち、限界税率について考察している。限界税率に考慮した実証分析をおこなう前に、より正確な限界税率を算定する計算式を明確にし、繰越欠損金の控除制限が導入された場合の算定式も明らかにしている。さらに、事業税の損金算入時期の会計とのズレが限界税率に与える影響も考慮している。

第3章では、限界税率が高いグループの異常発生処理額の平均値と限界税率が低いグループの異常発生処理額の平均値に差があるであろうという仮説を検証するために、分析をおこなっている。サンプルには、平成24(2012)年3月末決算及び平成26(2014)年3月末決算の会社で、上場企業のうち一般事業会社、単体決算のみの企業、平成14(2002)年から平成27(2015)年までのデータが取得できる92社を採用している。結果は、平成24(2012)年3月期については東日本大震災やこのときの税制改正の経緯から考えて利益調整をおこなうことが困難な状況であったことから有意な結果は得られなかったが、平成26(2014)年3月期については繰越欠損金の有無でグループ分けをした場合には仮説を部分的に支持する結果が得られ、先行研究とも一致する結果となっている。

第4章では、第3章よりもサンプルサイズを大きくし、コントロール変数も改善した展開研究をおこなっている。サンプルサイズを大きくするため決算日を3月末に限定せず、すべての決算日の企業を対象とした結果、158社をサンプルとして採用している。コントロール変数については、レバレッジの代理変数として、固定負債/資産と有利子負債/資産を採用し、企業規模の代理変数として、売上高の自然対数と資産の自然対数を採用し、どちらもいずれかひとつを選択し、これらを組み合わせた4つのモデルを重回帰モデルとした。結果は、平均値の差の検定については、第3章とほぼ同様の結果となった。重回帰分析については、すべてのモデルで限界顕在税率の係数は5%水準以上で有意となり、限界税率が高ければ高いほど、企業経営者は税負担減少のために利益調整をおこなっていること

を示唆する結果が得られている。

学術的貢献は以下の 2 点である。まず、繰越欠損金と繰戻還付制度が存在する場合の限界顕在税率の正確な算定式を明示し、繰越欠損金の控除制限制度が導入された場合の算定式も明らかにした点である。具体的な限界顕在税率を計算することは複雑で難しく、第 2 章で取り扱っている繰越欠損金と繰戻還付制度だけの単純化したモデルでも複雑な計算を要する。限界顕在税率の算定式は法人税法の制度を正確に理解すれば、自動的に導き出されるほど単純なものではない。また、具体的な限界税率を計算することは経済主体の意思決定のために必要であり、さらに、具体的な数値を計算できなければ有効な政策提言をおこなうこともできない。このようなことから、限界顕在税率の正確な算定式には、実務的だけでなく学問的にも意味があると言える。本論文はこの正確な算定式を使用した初めての実証研究である。

第 2 の貢献点は、異時点間所得移転の利益調整研究において限界税率を考慮した研究であることである。限界税率に配慮した研究は先行研究にも多くはないので、エビデンスを積み重ねる意義があると思われる。限界税率を説明変数として採用したことにより、利益調整の代理変数が適切であれば、税率が変更されたときに、どれだけ税裁定取引がおこなわれるのかが推定できる。これは将来の税制改正について考える上で重要な知見になり得る。本研究でも、異常発生高を税負担減少のための利益調整の金額であると認めるならば、学問上の貢献である。

以上の論文内容および貢献点、並びにこれまでの学会での発表および懸賞論文での受賞という成果から鑑みても、審査対象である論文「法人税率の変更が所得に及ぼす影響に関する実証研究」は博士学位を授与する水準を満たしていると判断できる。